

東浦町観光協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観光イベントの開催及び町の PR 事業を実施する東浦町観光協会に対し必要な経費を補助することにより、町の観光振興及び地域の活性化を図ることを目的とする東浦町観光協会補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和 52 年東浦町規則第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、東浦町観光協会とする。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 観光拠点の整備等に関する事業
- (2) 観光宣伝に関する事業
- (3) 町内特産品の PR に関する事業
- (4) 町内観光イベントに関する事業
- (5) 観光振興の研修等に関する事業
- (6) 広域観光の推進に関する事業
- (7) その他必要と認める観光振興に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、補助金の交付対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業
- (2) 東浦町暴力団排除条例（平成 23 年東浦町条例第 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者を利する事業
- (3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助金の使途)

第4条 補助金は、別表に掲げる経費に使用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金を使用してはならない。

- (1) 団体構成員の人件費、事務所維持のための経費等の団体の経常的な運営に要する経費
- (2) 慶弔費、交際費、懇親会費等の社会通念上公金を財源とすることが不適切な経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

（１）報償費	講師謝礼、専門家等への謝礼
（２）旅費	交通費、通行料金等
（３）需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費等
（４）役務費	通信運搬費、保険料等
（５）使用料及び賃借料	会場借上料、機械・器具借上料等
（６）備品購入費	器具、機材の購入費
（７）その他	上記以外で、町長が必要と認めるもの